

令和3年度福岡市工業用水道事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和3年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|--------------|-----|-----------------|
| 1. 給水事業所数 | | 30事業所 |
| 2. 年間総給水量 | | 3,083,312立方メートル |
| 3. 一日平均給水量 | | 8,447立方メートル |
| 4. 主要な建設改良事業 | | |
| (1) 配水管整備事業 | 事業費 | 239,901千円 |
| (2) 浄水場整備事業 | 事業費 | 8,183千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 | | 入 |
|-----|-----------|-----------|
| 第1款 | 工業用水道事業収益 | 247,190千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 231,795千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 15,395千円 |
| 支 | | 出 |
| 第1款 | 工業用水道事業費用 | 197,531千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 187,903千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 8,628千円 |
| 第3項 | 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,310千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

| 収 | | 入 | |
|-----|-------|---|-----------|
| 第1款 | 資本的収入 | | 247,800千円 |
| 第1項 | 企業債 | | 217,000千円 |
| 第2項 | 補助金 | | 30,800千円 |
| 支 | | 出 | |
| 第1款 | 資本的支出 | | 301,110千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | | 256,201千円 |
| 第2項 | 償還金 | | 43,909千円 |
| 第3項 | 予備費 | | 1,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------|-------|---------------|
| 工業用水道金島浄水場 設備更新工事 | 令和4年度 | 千円 280,000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|---------------|---|--|--|
| 配水管整備費 | 千円 209,000 | 証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は令和3年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。 | % 9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。 |
| 浄水場整備費 | 8,000 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

令和3年2月24日提出

福岡市長 高島 宗一郎